

[事案 23-188] 配当金請求

・平成 24 年 11 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の虚偽説明により、契約を締結し、契約者貸付を受けたとして、既払込保険料から、受取済みの祝金等及び借入金を控除した残額ならびに支払済みの契約者貸付の利息相当金額の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 12 月にこども保険に加入し、その後、契約者貸付を利用したが、以下のとおり募集人に虚偽の説明があったことから、既払保険料から、受取済みの祝金等及び借入金を控除した残額ならびに支払済みの契約者貸付の利息相当金額の返還をしてほしい。

- (1) 募集人から、本保険は、給付金＋生存給付金が支払われる貯蓄性の高い保険であり、利点として、親の死亡保障が組み込まれていると手書き設計書に基づき説明されたが、実際には生存給付金はゼロに近く、親の死亡保障は利点ではなく、特約保険料の掛け捨て部分であった。
- (2) 商品のパンフレットは受け取っていない。
- (3) 募集人は契約の募集に際し、「貯蓄性の高い保険」のみ説明し、デメリットを告げていない。
- (4) 契約者貸付を受ける際に、募集人から、貸付金利が 5.75%であるにもかかわらず、4.75%は本保険の利息であり、貸付金利は実質 1%であると説明されたため、これを信頼して契約者貸付を受けたことにより利息相当分の損害を被った。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 勧誘当時、機械作成の設計書が存在していなかったため、パンフレットと手書きの設計書を用いて商品の説明を行ったが、手書きの設計書はあくまで補助資料であり、配当の支払を約束したものではない。
- (2) 親の死亡保障が組み込まれていることについては、パンフレットの記載を見なければわからないことから、当時、申立人にパンフレットが交付されたことは明らかである。
- (3) 契約者貸付の金利が実質 1%であるとの説明は行っていない。申立人宛ての契約者貸付の諸通知には、貸付金利は 5.75%と明記されていた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 錯誤について

- (1) 本契約は保険契約である以上、通常最も重視されるのは、事故の際の給付内容であり、満期時に支払保険料以上の給付を受けられるか否かは、契約の意思決定において、必ずしも重大な影響を与える事実とは言えない。
- (2) 一般人においては保険料の構造よりも保障と保険料のバランスで保険契約をするか否かの意思決定をするのであり、親の保障に対する保険料が含まれているか否かは、保険契約締結にあたり、それほど重要な事実とは言えず、要素の錯誤とは言えない。
- (3) 申立人は貸付利息の金利は認識していたのであり、ただ保険にも利息がつくと思っていたのであるから、これは契約者貸付契約にあたっては動機の錯誤と言えるが、動機の錯誤により契約が無効となる場合には、その動機が相手方（募集人）に表示されていなければならず、本件においては表示をしたと認めるだけの証拠がない。

2. 契約締結における虚偽説明について

- (1) 「貯蓄性の高い保険」とは、支払保険料に対し満期時または解約時の返戻金の割合が他の保険に比較して高いことが予想される保険契約であることを意味しているものであり、支払保険料以上の金額が満期時に支払われることを意味するものではない。本契約は、この意味で貯蓄性の高い保険契約であることに間違いはなく、募集人の説明は虚偽説明であるとは言えない。
- (2) 「利点として親の保障が組み込まれている」と説明をされたことについての申立人の言う「利点」の意味は、何らの負担なく当該契約に付随していることを意味していると思われるが、利点をこのように解釈することは独自の判断であり、一般的な判断ではなく、保障がなされている以上、それに対する対価の支払いは保険契約上当然であると言える。
- (3) 申立人は手書き設計書のみを交付されて説明を受けたと主張し、保険会社はこれを否定しているが、手書き設計書は、会社名も商品名も記載されておらず契約内容の詳細も不明であって、これのみを用いて当該商品を顧客に説明することは困難であり、顧客においてもかかる手書き設計書のみで契約意思を形成するとは通常考えられない。本契約の時代には、手書き設計書を用いて説明の助けとすることが行われていたが、一般的にはあくまでもパンフレット等の補助資料として用いられていたものであり、本件においてもこれと異なる方法を用いる特段の事情は見当たらない。また、実際に手書き設計書のみを交付であったとしても、この事実をもって虚偽説明があったと推定することは困難である。

3. 和解の勧告

以上のように、申立人の請求を認めることは困難だが、本件においては以下の事実を考慮する必要がある。

- (1) 手書き設計書のみを示して勧誘したか否かには争いはあるが、例えパンフレット等もあわせて示したとしても、手書き設計書は申立人の契約内容を具体的に示しており、契約者がより関心を持つものであるが、同設計書には生存給付金の原資の記載がなく、従っ

て金額が変更することが十分理解を得られない可能性がある点に配慮が欠けていたこと。

- (2)当該手書き設計書には、祝金の預り制度の記載があるが、その預り金利について変動する旨の記載がなく、確定金利であるとの誤解をさせかねない記載であること。
- (3)契約者貸付の説明に際し、申立人の負担する金利自体とは関連のない予定利率の説明をなし、その結果、申立人に誤った認識を与えた可能性が存在すること。
- (4)但し、仮に申立人の主張する事実が全て認められるとしても、申立人も通常の注意をもってすれば、本契約に際し、パンフレット等契約内容が明確に分かる文書の交付を要求して誤解なく契約及び契約者貸付を受けることが可能であったにもかかわらず、かかる注意を怠った過失がある。